岩手日報
発行所 株式会社 新岩手社
盛岡市内丸61
電話代表②3131
振替口座盛岡20番
© 新岩手社 1961

県北沿岸に山火事の猛威

民家八百余に延焼

死傷三十三人　山間部落なめ尽す

二十九日午後から県下一帯に強風が吹き荒れる中で、宮古市、下閉伊郡、久慈市の県北沿岸一帯に山林火災が続発おりからの平均風速一〇㍍、瞬間最大風速三〇㍍内外の猛風にあおられて燃え広がる一方で、下閉伊郡田老町ラサ工業田老鉱業所の密集地帯の四百四十八戸を全焼したのをはじめ山間の部落をつぎつぎなめつくし、旧岩泉町、旧田老町の住宅密集地域も危険にさらされている。三十日午前二時現在風は弱まったが、なお各所で燃え続けており県警本部の午前一時半現在の集計によると山林約三千㌶、民家七百九十六戸を焼失、死者、行くえ不明二人、重軽傷三十一人が出ている。

五百戸を全焼

田老鉱山　全滅に瀕す

二十九日午後三時三十分ごろ下閉伊郡田老町三本木地内山林から出火、南西の方西に変わった平均一〇㍍の強風にあおられ同町新沢ラサ工業田老鉱業所（所長小野心一氏）社宅街が危険にさらされ午後四時ごろから四百八十七世帯千九百十三人が鉱業所から四・五㌔離れた第田平に避難、猛火は午後六時ごろから田老鉱業所住宅街に延焼しはじめた。また同町本町小学校田老第一小学校や住宅街も危険にさらされている。

久保田老町長は午後九時半、県を通じて自衛隊に出動を要請したが、同町内は強風のため全域にわたって停電、水道は断水し大混乱を生じている。

午後七時半ごろ鉱業所員が鉱業所事務所や住宅の屋根へのぼって必死に延焼を防いでいるとの情報を最後に町役場との連絡が絶えた。

三十日午前二時半現在で田老鉱業所四百四十八戸（被災者約二千人）が全焼したほか、青ノ滝十二戸と樋口部落十戸が全焼、サッパ掛五十数戸と倉庫数棟が全焼した。

さらに提灯掛拓殖二十戸は全焼したもよう。石畑二戸と三本木部落も危険にさらされている。田老町の中心部は西側と南北から包囲された形となり、町民は防波堤外の砂浜に避難をはじめている。風はやや弱まっているが、山林はなお延焼を続けている。

なお田老鉱業所では第田平坑内で従業員約七十人が働いており逃げのびたかどうか安否が気づかわれている。

宮古では百戸

国道も"火の海"で途絶

二十九日午後二時二十分ごろ下閉伊郡新里村茂市付近の山林から出火、一〇㍍の南西風にあおられ隣接の宮古市茂市、中瀬田代、女遊戸にまたがる約一〇㌶に燃え広がり、岩泉部落三十二世帯、女遊戸四十世帯は午後六時ごろから避難を始めた。二級部落中瀬利一郎さん（ほか）ら五世帯は焼き小屋を焼かれやっとのことで避難するありさまで、二級国道仙台―八戸線の女遊戸付近は煙と火の粉のため交通が途絶した。菊池宮古市長は午後六時三十分、県に自衛隊の出動を要請した。

三十日午前一時半現在で女遊戸三十六戸、末崎六戸、さらに崎山地区の松戸部落六世帯のうち五世帯が全焼した。同部落の無職山崎ヨシさん（ほか）は身体不自由者で自宅付近の畑に避難したが、煙にまかれて窒息死した。

なお崎山地区の猫石部落四十一戸と田代地区の学町部落一戸、日詰部落一戸は全滅のもよう。このほか二十九日午後八時ごろ同市花輪長沢地内大野部落くの山林から出火し、同部落四十戸二百人が危険にさらされ、同市茂市部落二十戸は全焼したもよう。

災害救助法を発動

宮古、田老、岩泉、普代に

県は二十九日午後七時三十分県生部長室に鈴木生部次長、小野寺消防課長のほか衛生、福祉、消防各課員が集まり、被災地と連絡した結果、午後十一時五十五分に下閉伊郡田老町、宮古市、下閉伊郡普代村、続いて三十日午前零時四十五分同郡岩泉町の四市町村に災害救助法を発動した。

田老町は同郡刻現在四百十三戸（発動基準四十戸）宮古市百十八戸（八十戸）普代村六十戸（三十戸）岩泉町は計六十五戸（五十戸）が焼失している。

県では災害救助法適用とともに、災害救助県本部を設置し、杉田県生部長が県本部長（本部長は知事）になった。救援物資は取りあえず本部から田老町に三千日分毛布五百枚をトラックで送致、宮古市は三千日分現地調達、普代村には火災発生から三十日朝調達する。

普代村でも百戸

県警集計　黒崎小など全焼

八戸で四百戸

延焼中

【青森発】二十九日午後十一時四十分ごろ、八戸市白銀町大沢片平清水留吉さん方物置き小屋付近から出火、おりからの強風にあおられて、付近の商店街一千軒を焼き三十日午前三時五十分現在百二十ひね四百戸を焼いてなお延焼中である。全市の消防署が総出動で消火作業に当たっているが、おりからの強風で染織所が放火し全市停電中であるうえ出火地点は商店街密集地帯で消火活動は困難を極めている。

自衛隊、現地へ急行

漁港区に迫る　久慈でも山火広がる

久慈市長内町平沢地内の山火事は午後五時半ごろ消し止めたが、午後八時三十分ごろになって再び燃え出し、同十時現在久慈港方面に向かって燃えている。市消防署は市内の各分団に応援の出動を命じたが、同港一帯には県立久慈高校水産部校舎、魚市場をはじめ、民家約五十戸が密集しており、強風にあおられて火はさらに燃え広がっているので心配されている。

四部落をひとなめ

旧町無事　岩泉では六十七戸

岩泉町は二十七日夕鉄石鉱から出火し、二時消火したのが、二十九日再び出火、この火が田老から出火した火とぶつかり、旧岩泉町全三方から包囲されたようになり、旧岩泉付近まですすんでいるが、旧岩泉町に迫るまでには消火の見込み。午前一時現在で乙茂部落六戸、袋野部落六戸、中里部落五十戸、卒都部落五戸の計六十七戸のほか岩泉―田老線の乙茂橋（約一〇〇㍍）が焼失、岩泉―田老間は交通途絶した。

ラサ本社で緊急幹部会

ラサ工業青児専務社長談　きょう（三十日）午前一時半に現地からの連絡では、社宅ははぼ全滅だが、機械設備などはまだのこっているもようで、不幸中の幸いと思っている。いま、宮古工場から百人ほどが応援に行っているが、本社としてはきょう午前十時から株主総会を開くことになっているので、その前に臨部会を開いて対策をきめたい。

なお、田老鉱業所の被害金額は四億三千五百万円である。【東京支社発】

局地的フェーン現象が原因

チリ津波一周年が過ぎたばかりの二十九日夜から三十日にかけ東北地方の宮城、岩手、宮城各県下がこんどは"火の波"に見舞われた。同夜北海道を通った台風四号くずれの温帯低気圧が南よりの強風をもたらし、複雑な地形がまねいたフェーン現象の一時的高温が火勢に拍車をかけた。

きょう緊急対策を協議

県災害救助本部は三十日午前九時から県庁で協議会を開き、住宅、自衛隊の災害復旧など応急対策を協議する。

社説

日教組の新しい運動方針

日教組は六月十九日から宮崎で第二十三回定期大会を開き、三十六年度の運動方針などを決定する。これに提案される運動方針案がこのほど発表されたがその骨子は政党支持の自由という今までの立場に決別し"社会党支持一本化"にふみきるとともに、五十万組織の脱退を防ぎ、日教組の戦闘的戦術に転換、いわゆる「日教組の右寄り」という印象を強くしている。

具体的には五千円賃上げなどの経済要求をこんどの運動の骨格においていること、勤評闘争をゆるめ、教育闘争に切り替えたことなどがその根拠といえよう。しかし反面、学校文科がいうように「教師の倫理綱領そのものを変えない限りどんな教育、教育者をとっても日教組の答えは変わらない」という精神的な見方もあり、国民や父兄としてはこの綱領が、たんに組織防衛という方便なのか、それとも組合のあり方を象徴的に物語るものであるのか知りたいところである。このことは勤評闘争のような教育の場の混乱をこんどはいっさいやらないというのか。日教組のいう「民主教育の確立」とはどういう内容でどうすすめようというのか子どもをもつ父母にとっては深刻な疑問が残っているわけである。

目標は内部問題の除去

勤評問題一つをとってみてもすでに四十四県で実施され、学うして実施を阻止しているのが北海道と京都という現状では勤評に全エネルギーを集めることは実際問題として無理であろうし、こんど弱点と組合の力量に応じて運動を展開するさい、そこに横たわる問題は、少なくないであろう。

今回、このような運動方針が生まれた底流は率直についてい、日教組の組織についての深刻な危機意識が作用したとみえよう。日教組のあり方として、行動的には組合員大衆の批判や意見を組み上げようとする"組合民主化"の行き方であり、思想的には"公式主義的"な共産党組合員と一線を画したことで、これまで日教組のバック・ボーンであった「教育闘争」の波を低めながら、経済闘争という現実面を表面に打ち出したことは注目されるところである。

ダンチョウヅルといわれた幹部の独善性を組合員大衆の意見、さらに国民の批判をとり入れることで打破しようという動きは、たとえそれが組織の危機という一種の方便から生まれたものであっても、この動きが正当に行なわれれば日教組の体質改善に通ずるものであるが、これは逆にいえば派閥争いが組合員の政治的立場を特定政党に近づける作用をも果たしているともいえるのではないかろうか。そして、結論的には「社会党支持」も組合員の総意が決定することで、組合は組合員の政治的信念を尊重することはできないはずだが、総意決定がなされた場合、おのずから拘束力が生じてくることは疑問である。小林委員長もこの点については「政党支持は組織決定されれば組合員は道義的責任を持たなければならない」とのべており、これで教師の行動がきめられるとすれば果たして教育の中立性が保たれるであろうか。教育の現場では父兄と教師の間に"信頼関係"がなければその効果は上がらない。

国民が望んでいる教員組合は信頼できる教師たちの意見が全面的に取り入れられ、教師の責任によって運営されていくべきであり、教師がつくり上げている組合は微温的な民主化が必要のはずである。この意味でこんどの運動方針案が示す民主化は中途はんぱといわざるをえない。これらは日教組が組織の防衛に主眼をおいて作成した運動方針のヒズミとして露呈してきたと考えざるをえない。

中途はんぱな民主化方針

組合幹部の社会党大量入党なども、いわば派閥争いが生んだ副産物といえよう。しかし反面、学校文科がいうように「教師の倫理綱領そのものを変えない限りどんな教育、教育者をとっても日教組の答えは変わらない」という精神的な見方もあり、国民や父兄としてはこの綱領が、たんに組織防衛という方便なのか、それとも組合のあり方を象徴的に物語るものであるのか知りたいところである。このことは勤評闘争のような教育の場の混乱をこんどはいっさいやらないというのか。日教組のいう「民主教育の確立」とはどういう内容でどうすすめようというのか子どもをもつ父母にとっては深刻な疑問が残っているわけである。

目標は内部問題の除去

勤評問題一つをとってみてもすでに四十四県で実施され、学うして実施を阻止しているのが北海道と京都という現状では勤評に全エネルギーを集めることは実際問題として無理であろうし、こんど弱点と組合の力量に応じて運動を展開するさい、そこに横たわる問題は、少なくないであろう。

今回、このような運動方針が生まれた底流は率直についてい、日教組の組織についての深刻な危機意識が作用したとみえよう。日教組のあり方として、行動的には組合員大衆の批判や意見を組み上げようとする"組合民主化"の行き方であり、思想的には"公式主義的"な共産党組合員と一線を画したことで、これまで日教組のバック・ボーンであった「教育闘争」の波を低めながら、経済闘争という現実面を表面に打ち出したことは注目されるところである。

ダンチョウヅルといわれた幹部の独善性を組合員大衆の意見、さらに国民の批判をとり入れることで打破しようという動きは、たとえそれが組織の危機という一種の方便から生まれたものであっても、この動きが正当に行なわれれば日教組の体質改善に通ずるものであるが、これは逆にいえば派閥争いが組合員の政治的立場を特定政党に近づける作用をも果たしているともいえるのではないかろうか。そして、結論的には「社会党支持」も組合員の総意が決定することで、組合は組合員の政治的信念を尊重することはできないはずだが、総意決定がなされた場合、おのずから拘束力が生じてくることは疑問である。小林委員長もこの点については「政党支持は組織決定されれば組合員は道義的責任を持たなければならない」とのべており、これで教師の行動がきめられるとすれば果たして教育の中立性が保たれるであろうか。教育の現場では父兄と教師の間に"信頼関係"がなければその効果は上がらない。

国民が望んでいる教員組合は信頼できる教師たちの意見が全面的に取り入れられ、教師の責任によって運営されていくべきであり、教師がつくり上げている組合は微温的な民主化が必要のはずである。この意味でこんどの運動方針案が示す民主化は中途はんぱといわざるをえない。これらは日教組が組織の防衛に主眼をおいて作成した運動方針のヒズミとして露呈してきたと考えざるをえない。

中途はんぱな民主化方針

組合幹部の社会党大量入党なども、いわば派閥争いが生んだ副産物といえよう。しかし反面、学校文科がいうように「教師の倫理綱領そのものを変えない限りどんな教育、教育者をとっても日教組の答えは変わらない」という精神的な見方もあり、国民や父兄としてはこの綱領が、たんに組織防衛という方便なのか、それとも組合のあり方を象徴的に物語るものであるのか知りたいところである。このことは勤評闘争のような教育の場の混乱をこんどはいっさいやらないというのか。日教組のいう「民主教育の確立」とはどういう内容でどうすすめようというのか子どもをもつ父母にとっては深刻な疑問が残っているわけである。

目標は内部問題の除去

勤評問題一つをとってみてもすでに四十四県で実施され、学うして実施を阻止しているのが北海道と京都という現状では勤評に全エネルギーを集めることは実際問題として無理であろうし、こんど弱点と組合の力量に応じて運動を展開するさい、そこに横たわる問題は、少なくないであろう。

農林部を分離、六部制

県行政機構改革　幹事会で意見一致

県の行政機構改革を検討する幹部会議は二十九日午後から県庁で開き主として部制の問題を協議した。さきの幹事会に提出された各部の改革案は現在の五部制のうち水産部独立、農林部のうち林務部の新設、厚生部を民生部と衛生部に分離する八部制だったが、農林部から部内の分離方法として数たに第一案、農林部の林務部独立案がだされた。この日の幹事会では農林部が千五百人の組織をかかえていることや農業基本法制定や新しい農業のあり方に直面している点などから同部の分離については意見の一致を見、この旨委員会に報告することになった。しかし、分離する場合どのような組織の組成するかはまとまらずこんど協議することになった。これは幹事間の意向として農林部の分離は原則的に認めるが、林業部門だけの独立は国土保全の立場から問題があるとの意見が強く